山口県余裕期間制度試行要領

1 趣旨

この要領は、山口県農林水産部が発注する建設工事において、工事着手日前に建設労働者等の確保を可能とする余裕期間制度を試行するために、必要な事項を定める。

2 用語の定義

(1) 工事着手日発注者が指定、又は、受注者が選択する工事の着手日

(2) 工事着手期限日 受注者が工事着手日として選択することができる最も遅い日で、発注 者が発注時に指定する日

(3) 余裕期間 契約締結日の翌日から、工事着手日の前日までの期間

(4) 余裕期間設定工事 余裕期間を設定する工事

(5) 工期

工事着手日から工事完成日までの工事を実施するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む期間

(6)契約期間 余裕期間と工期を合計した期間

3 対象工事

緊急性等の観点から支障が生じない工事の中から、発注者が選定した工事

4 余裕期間の設定方式

(1)発注者指定方式発注者が工事着手日を指定する方式

(2)任意着手方式 受注者が工事着手日を工事着手期限日までの間で選択できる方式

5 期間の設定等

- (1) 余裕期間は、60日を超えない範囲内で設定するものとする。
- (2) 余裕期間の設定に伴う積算上の割増は行わない。

6 発注時の条件明示

発注者は、発注時に以下の条件を明示するものとする。

- (1) 当該工事が「余裕期間制度」の試行対象工事であること。
- (2) 余裕期間の設定方式(「発注者指定方式」又は「任意着手方式」)

(3)「工事着手日」(発注者指定方式の場合)又は「工事着手期限日」(任 意着手方式の場合)

7 前金払の支払い

受注者は、工事着手日以降に前払金の支払いを請求することができる。

8 余裕期間中の現場管理等

- (1) 余裕期間中の現場管理は、発注者が行うこととする。
- (2) 受注者は、余裕期間中に資材等の準備を行うことはできるが、現場への搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

9 技術者等の配置

- (1) 余裕期間中は、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者若しくは監理技術者補佐並びに現場代理人の配置を要しない。
- (2) 受注者は、工事着手日に配置予定技術者を確実に配置できるよう、当該技術者が従事している他の工事の配置期間等に十分留意しなければならない。
- (3) 工事着手日に技術者を配置できない場合には、発注者は、工事請負契約書(第42条第1項第4号)に基づく契約解除、及び、山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を検討するものとする。

10 契約関係の取扱いについて

- (1)受注者は、落札決定日の翌日までに、工事着手日通知書(様式第1号)を発注者に提出しなければならない。
- (2) 工事請負契約書に記載する工期は、2 (5) で定義した工期とする。 なお、コリンズ (CORINS) に登録する契約工期は、2 (6) で定義 した契約期間とする。
- (3) 契約保証の保証期間は、2(6)で定義した契約期間を含むものとする。
- (4) 工事請負契約書(第3条)に基づく工程表は、余裕期間を記入したものを提出すること。
- (5) 契約締結後において、工事着手日の変更の必要が生じた場合は、受発 注者協議の上、工期に係る変更契約を行うことができる。

附 則 この要領は、令和3年6月1日から施行する。

工事着手日通知書

(余裕期間設定工事)

(発注者) 様

(受注者)

下記工事について、工事着手日を定めたので通知します。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工事着手日 ○○年○○月○○日
- ※1「任意着手方式」による工事についてのみ提出すること。
 - 2 落札決定の日の翌日までに提出すること。